

第5号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市手数料条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表68の項手数料を徴収する事務の欄第1号イ(ア)中「第4条第3項第2号」を「第13条第3項第2号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に、「、次号イ並びに次項第1号イ、第2号イ及び第3号イ」を「及び次号イ」に改め、同表69の項手数料を徴収する事務の欄第1号イ(ア)中「床面積」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ及び第3号イにおいて同じ。)」を加える。

第2条 ふじみ野市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表67の項から69の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、別表70の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第2号)及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。